

魚津市告示第181号

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる魚津市国民健康保険税の減免の特例に関する要綱を次のように定める。

令和3年6月15日

魚津市長 村椿 晃

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる魚津市国民健康保険税の減免の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市国民健康保険税条例（昭和34年魚津市条例第14号）第20条第1項第1号の規定に基づく国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免のうち新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者に係る減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(保険税の減免の基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯の納税義務者の保険税を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、かつ、次に掲げる事由の全てに該当する世帯
ア 主たる生計維持者の令和3年における事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和2年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の令和2年の地方税法（昭和25年法律第226号）

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円

以下であること。

ウ 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。

(減免の対象となる保険税)

第3条 減免の対象となる保険税は、令和3年度の保険税（賦課期日が令和3年4月1日の保険税）であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。

2 令和3年3月31日までに被保険者の資格取得又は被保険者の住所変更（当該届出書を14日以内に提出した場合に限る。）したことによる令和2年度相当の保険税（賦課期日が令和2年4月1日の保険税）であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものも対象とする。この場合において、前条、次条、別表及び様式第1号中「令和2年」とあるのは「令和元年」と、「令和3年」とあるのは「令和2年」と読み替えるものとする。

(保険税の減免額等)

第4条 保険税の減免額は、第2条各号の区分ごとにそれぞれ次の各号に掲げる額とする。なお、いずれの基準にも該当する場合は、最も減免する保険税の額が多くなる額とする。

(1) 第2条第1号に掲げる基準による場合 全額とする。

(2) 第2条第2号に掲げる基準による場合 別表の対象保険税額に令和2年の主たる生計維持者の合計所得金額の区分に応じ、減免割合を乗じて得た額とする。ただし、主たる生計維持者が事業等を廃止又は失業した場合には、令和2年の主たる生計維持者の合計所得金額にかかわらず、別表の対象保険税額の全部を減免する。

2 主たる生計維持者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当する場合は、同条第1項の規定に基づく非自発的失業者に対する給与所得の計算の特例により保険税の額を軽減することとし、前項第2号の規定による保険税の減免は行わない。

3 前項の規定にかかわらず、主たる生計維持者が非自発的失業者に該当する場合であつて、当該主たる生計維持者の給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれることにより、第1項第2号の規定により保険税の減免を行う必要があると市長が認めるときは、次の各号により算定するものとする。

(1) 別表の対象保険税額欄の当該世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和2年の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減後の所得

を用いること。

(2) 別表の令和2年の主たる生計維持者の合計所得金額欄の区分の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いること。

(減免の申請)

第5条 第2条から前条までの規定により保険税の減免を受けようとする者は、当該減免を受けようとする事由の生じた日以後最初に到来する納期限までに、新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税減免申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が災害その他の特別な事情により当該期限内に当該申請書を提出することが著しく困難であると認めた場合の当該申請書の提出の期限はこの限りではない。

2 市長は、必要な書類について、証明すべき事実を本人の同意を得て、公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(減免の遡及)

第6条 減免の対象期間中に既に徴収した保険税がある場合について、徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると市長が認める場合は、遡って減免を行うことができる。

(減免の額の端数計算)

第7条 第4条第1項に定める減免の計算において、その計算の過程で生じた金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定により算出した減免額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(減免の決定)

第8条 市長は、保険税を減免することが適当と認めたときは、減免の額等を新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税減免決定通知書(様式第2号)により、不適當であると認めたときは、その旨を新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税減免不承認通知書(様式第3号)により減免を受けようとする者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により保険税の減免を受けた者に対しては、直ちに当該減免を取り消すものとし、減免により免れた保険税を徴収するものとする。

2 前項の減免の取消しは、新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税減免取消通知書(様式第4号)により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、保険税の減免の取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条第1項に規定する減免の申請については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

対象保険税額	令和2年の主たる生計維持者の合計所得金額	減免割合
A × B / C A：当該世帯の全ての被保険者について算定した保険税額 B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得金額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額） C：当該世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和2年の合計所得金額	300万円以下の場合	全部
	300万円を超え400万円以下の場合	10分の8
	400万円を超え550万円以下の場合	10分の6
	550万円を超え750万円以下の場合	10分の4
	750万円を超え1,000万円以下の場合	10分の2

新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税減免申請書

魚津市長あて

申請者（世帯主）

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

記号番号 _____

国民健康保険税の減免を受けたいので、魚津市国民健康保険税条例第 20 条第 2 項及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる魚津市国民健康保険税の減免の特例に関する要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

1 主たる生計維持者	(申請者と異なる場合のみ記載してください。) 氏名 _____	
2 減免を受けようとする事由	<p><u>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が次の事由に該当</u></p> <p><input type="checkbox"/> 死亡したため 死亡日： 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 重篤な傷病を負ったため 入院期間： 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 3 年事業収入等の減少が見込まれるため ※以下の①～③の全てに該当する場合 ①事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、令和 2 年中に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みである（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は収入に含める） ②令和 2 年中の所得の合計額が 1,000 万円以下である ③減少が見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入に係る所得以外の令和 2 年中の所得の合計額が 400 万円以下である</p>	<p>添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 医師の診断書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 別紙「事業収入等の状況申告書」</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 2 年及び令和 3 年の収入を証する書類（別紙「事業収入等の状況申告書」の内容を証明するもの） (例) 確定申告書の写し、帳簿の写し、給与明細書の写し、源泉徴収票の写し、(廃業・失業の場合は、廃業届の写し、離職票の写しなど) 等</p>
3 減免を受けようとする保険税	<p>年度 第 期 ~ 第 期</p> <p>年度 第 期 ~ 第 期</p>	<p>円</p> <p>円</p>

新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税
減免決定通知書

様

魚津市長

年 月 日付けで申請のありました 年度国民健康保険税の
減免について、下記のとおり決定したので通知します。

記

・ 承認 減免額 円

（審査請求及び行政訴訟に関する教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税
減免不承認通知書

様

魚津市長

年 月 日付けで申請のありました 年度国民健康保険税
の減免について、下記のとおり減免を不承認としたので通知します。

記

・ 不承認

（理 由）

（審査請求及び行政訴訟に関する教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響による魚津市国民健康保険税
減免取消通知書

様

魚津市長

年 月 日付けで申請のありました 年度国民健康保険税
の減免について、下記により取消しすることに決定いたしましたので通知し
ます。

記

- | | |
|---------------------------|---|
| 1 減免額 | 円 |
| 2 取消し後の賦課額
(納付すべき保険税額) | 円 |

3 取り消した理由

(審査請求及び行政訴訟に関する教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。